

令和6年 長浜市農業委員会 初総会会議録

令和6年7月22日 午前9時00分、長浜市役所本庁舎、1階 多目的ルームに招集する。

1. 会議に出席した委員（37人）

会長

25番 將亦 富士夫

会長職務代理者

30番 池田 美由紀

委員

1番 稲田 司	2番 尚永 稔
3番 谷口 義信	4番 幸田 重徳
5番 脇坂 良平	6番 中川 半弥
7番 多賀 君子	8番 石橋 萬次郎
9番 阿辻 康博	10番 大塚 高司
11番 宮澤 幸次	12番 中川 亜希
13番 北川 富美子	14番 山口 衛
15番 清水 多枝子	16番 林 甚一郎
17番 片山 博之	18番 下司 治一
19番 宮元 孫善	20番 吉川 尚宏
21番 森 勘十	22番 中川 哲博
23番 弓削 美穂	24番 田中 義人
26番 大谷 正人	27番 伊藤 泰子
28番 多賀 正和	29番 廣部 重嗣
31番 間所 秀夫	32番 角田 功
33番 橋本 治太郎	34番 小林 治一良
35番 筒井 伸彦	36番 服部 昇司
37番 山内 祥子	

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長	宮川 芳一	次長	宮本 安信	参事	隼瀬 大典
副参事	中北 吉紀	副参事	近藤 英昭	主査	林 清次

4. 議案等

任命書交付
仮議席の指定
臨時議長の選出
議事録署名人の選出
役員選出（会長、会長職務代理者（副会長））
議席の指定
農業委員担当地区
議案第1号 特別委員会の設置について
委員会の所属
その他

5. 議事録署名委員

仮議席番号1番 阿辻 康博
仮議席番号2番 池田 美由紀

午前9時00分開会

（市農業振興課）

〈あいさつ〉

定刻となりましたので、ただ今より長浜市農業委員会初総会を始めさせていただきます。

今回の農業委員の改選に当たりましては、農地集積率及び耕作放棄地率が、国の基準をクリアする状況となりましたことから、農地利用最適化推進委員を設置しないこととなり、農業委員だけの改選となりました。その関係で委員定数も改選前の20名から37名に増えております。委員の募集に際しては、37名の方から応募いただき、書類審査や地域性を勘案した審査を踏まえまして、37名全員を農業委員候補とさせていただきました。

農業委員の任命は、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、議会の同意を得ることとなっておりますことから、先月の市議会にお諮りをして同意をいただいたところです。それではこれより、市長から任命書を交付させていただきます。

お名前をお呼びしますので、順に前へお進みください。

(任命書の交付)

(市農業振興課)

それでは、浅見市長からご挨拶申し上げます。

(市長)

皆様、改めまして、おはようございます。長浜市長の浅見宣義でございます。

ただ今、37名の方に任命書を交付させていただきました。従前は20名でしたので、本当にたくさんの方にお渡し出来て、長浜市の農業の一時代を託する時期かというのが数として確認させていただきました。本当にこれから皆さんよろしく願いいたします。

〈あいさつ〉

(市農業振興課)

続きまして、農業委員様、並びに本日出席しております関係職員から自己紹介をお願いいたします。

まず、農業委員様から順にご紹介をお願いいたします。

〈農業委員 37名、自己紹介、あいさつ〉

(市農業振興課)

次に、関係職員から自己紹介をさせていただきます。

〈関係職員、自己紹介〉

(市農業振興課)

これで、任命書の交付を終了させていただきます。

— 市長、市長部局職員は、他の公務のため退席 —

(事務局)

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の出席の報告でございます。委員総数37名全員にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしておりますことをご報告いたします。

それでは、会議に入ります。

会議次第3、仮議席の指定についてですが、市議会の例に倣いまして、50音の順で指定をさせていただきます。後の、会議次第7、議席の指定で議席が決定されるまでの間は、会議内でのご発言については、ご発言の前に仮議席番号と氏名をおっしゃっていただいてからご発言の方お願い申し上げます。

続きまして、会議次第4、臨時議長の選出についてご意見を頂戴したいと思います。臨時の議長につきましては、本日、会長が選出されるまでの会議の運営をお願いするものです。臨時議長については、地方自治法第107条に議会の場合の規定として、議長の職務を行う者がいないときは年長の議員が臨時に議長の職務を行う、と規定されております。これに準じまして、ご参会の委員の最年長者にお願いいたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

— 異議なし —

(事務局)

異議なしのご発言を頂戴しましたので、最年長者の方に議長をお願いしたいと思います。

それでは仮議席番号25番 將亦富士夫委員にお願いしたいと思いますので、將亦委員には議長席にご移動いただき、進行の方よろしくお願い申し上げます。

(臨時議長)

ただ今事務局の方からご指名をいただきましたので、臨時議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますように、皆様のご協力をお願いいたします。なお、発言いただく場合には、仮議席番号と氏名を先におっしゃっていただいてからご発言ください。また、個人情報にはご留意ください。

それでは、議事に入ります。

会議次第5、議事録署名人の指定についてですが、本日の議事録署名人は、仮議席番号の若い方にお願いしたいと思います。

仮議席番号1番 阿辻康博委員、仮議席番号2番 池田美由紀委員、よろしくお願いします。

続きまして、会議次第6、役員選出についてです。

会長の選出について、事務局より選出方法について説明をお願いします。

(事務局)

それでは説明をさせていただきます。資料集の資料2、長浜市農業委員会要綱をご覧ください。

さい。

第2条第2項に、会長は総会において選挙する。ただし、委員において異議がないときは、指名推薦の方法によることができる。とあります。このことから、選挙及び指名推薦の2つの方法がありますので、ご審議をお願いします。

なお、前回の改選時は、指名推薦が採用されたことをご報告いたします。

(臨時議長)

ただ今事務局より選出方法について、説明がありました。どのように選出すればよいのか、お諮りします。

— 議長一任 —

(臨時議長)

議長一任の声をいただきましたので、前回と同様、指名推薦により会長を選出したいと思えます。

指名推薦の方法については、選考委員会による選考案を承認する方法にしたいと思えます。よろしいでしょうか。

— 異議なし —

(臨時議長)

異議なしの声をいただきましたので、選考委員を選出し、選考をお願いしたいと思えます。

選考委員の選出については、どのようにすればいいでしょうか。

(廣部委員)

農業委員の経験が豊富な方に、選考委員をしていただければと思えます。

(臨時議長)

ただ今、農業委員等の経験豊富な方に選考委員をお願いしてはどうかとのご意見がありました。

その意見でよろしいでしょうか。

— 異議なし —

(臨時議長)

異議なしの声をいただきましたので、農業委員、農地利用最適化推進委員等を含めて、3期以上経験されている方をお願いしたいと思います。

仮議席番号8番 角田功委員、仮議席番号20番 尚永稔委員、仮議席番号22番 中川哲博委員、仮議席番号32番 森勘十委員をお願いしたいと思います。

それでは選考委員の皆さんには、別室にて選考をお願いします。

その間、暫時休憩とさせていただきます。

休憩（10時10分～10時20分）

（臨時議長）

それでは再開いたします。

選考の結果につきまして、選考委員を代表して森委員より報告をお願いします。

（森委員）

それでは、選考委員会の選考結果を報告します。

選考委員会としては、会長に、將亦富士夫委員を指名することといたします。

（臨時議長）

選考委員の皆様、どうもありがとうございました。

ただ今、選考委員会で指名をされました、將亦富士夫委員を会長とすることについて、ご承認いただける方は、拍手をお願いします。

— 全員拍手 —

（臨時議長）

ありがとうございます。

皆さま方より拍手による承認をいただきましたので、わたくし將亦が新会長になることが決定しました。

新会長に任命されましたので、ひとこと就任のあいさつをさせていただきます。

〈將亦会長 あいさつ〉

（会長）

それでは、総会会議規則第9条の規定に基づき、議長を務めさせていただきます。

スムーズな進行に皆様のご協力をお願いします。

それでは、会長職務代理者の選出についてを議題といたします。事務局より選出方法について説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料の2、長浜市農業委員会要綱をご覧ください。

第3条に会長の職務代理者の規定があり、第1項に、あらかじめ委員が互選して定めた委員がその職務を代理するとありますので、ご審議をお願いします。

なお、前回の改選時は、指名推薦制を採用し、会長が指名して、職務代理者が選出されましたことを報告します。

(会長)

ただ今、事務局より選出方法について説明がありました。どのように選出すればいいのか、お諮りします。

— 議長一任 —

(会長)

議長一任の声をいただきましたので、前回と同様、指名推薦により職務代理者を選出したいと思います。指名においては、わたくしが職務代理者を指名させていただくことでよろしいですか。

— 異議なし —

(会長)

異議なしの声をいただきましたので、私から指名させていただきます。

仮議席番号2番 池田美由紀委員を指名いたします。

ご承認いただける方は拍手をお願いします。

— 全員拍手 —

(会長)

皆さま方より拍手をいただきましたので、池田委員を新職務代理者とすることに決定しました。池田職務代理者は職務代理者の席に移動していただき、就任のあいさつをお願いします。

(職務代理者)

〈あいさつ〉

(会長)

ありがとうございました。

3年間よろしくお願いします。

それでは次に、会議次第7、議席の指定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議席は、次回定例総会以降の席順や、今後の現地調査、議事録署名等をしていただく際の順番に使わせていただくほか、発言記録等にも使わせていただくもので、任期中は同一の議席番号となります。

資料1、長浜市農業委員会総会会議規則、第7条第1項の規定によれば、議席は会長が定める。また、同4項には、議席には番号を付けるものとする、となっておりますので、会長にご意見をいただきたいと思います。

(会長)

抽選により決定をさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

— 異議なし —

(会長)

それでは、抽選を行いたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

(事務局)

それでは、こちらの抽選箱で、仮議席番号1番の委員より抽選をしていただきます。

札をとり、札の半券に氏名を記載し、提出していただきますようお願いいたします。

— 議席番号抽選 —

(会長)

〈抽選終了〉

事務局は、抽選結果を報告できるよう作業に取り掛かってください。結果報告は作業完了後とし、次の議事に進みたいと思います。

次に、会議次第8、農業委員担当地区についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

(事務局)

法律上農業委員は、長浜市内の農地全体について責任を負い、会議の場で発言をし、議決権を行使することになり、申請地の事前確認や現場活動に取り組んでいただく必要がありますので、事務局としては、委員の皆様方に担当地区制をお願いしたいと考えております。

担当地区における各委員の役割としては、法令業務とし、農地の権利移動や農地転用に係る許可申請手続きの事前確認、担当地区内の優良農地の確保や有効利用の促進、担当地区内のアドバイザー、取りまとめ役としての活動です。それぞれの委員の担当地区について、資料のとおり事務局で案を作成しましたので、ご確認いただきたいと思います。

長浜地区から西浅井地区まで、地区ごとに居住されている委員の皆様全員で包括いただいております。地区によっては担当地域数のバラツキもありますが、委員会活動の精度を上げる意味合いからもよろしく申し上げます。お示しております、担当地区について変更が必要な場合は、委員様同士で話し合いをいただき、次回、8月13日の定例総会までに事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

(会長)

事務局の説明について、ご意見、ご質問を求めます。

いかがですか。

(会長)

ご意見、ご質問もないようですので、採決に入りたいと思います。

会議次第8、農業委員担当地区について、担当地区を設定することに賛成の方は挙手を願います。

賛成全員でありますので、担当地区を設定することにします。

事務局から説明がありましたように、担当地区に変更がある場合は、委員同士で話し合いをしていただき、次の総会時までに事務局まで報告をお願いします。

次に、会議次第9、議案第1号、特別委員会の設置について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号、特別委員会の設置について、このことについて、長浜市農業委員会専門委員会等設置要綱、第3条の規定に基づき、特別委員会の設置について意見を求めます。

令和6年7月22日提出、長浜市農業委員会会長名。

農業委員会では今まで専門委員会に加え1つの特別委員会を設置し、農業委員会活動に

おける諸問題の解決を図っていただいております。

お手元に配付しております、資料4、長浜市農業委員会専門委員会等設置要綱をご覧ください。

資料4、長浜市農業委員会専門委員会等設置要綱第2条に、4つの専門委員会を設置することと規定しております。また、第3条に、会長が特に必要があると認める場合には、特別委員会を設置することができる。と規定されており、第2項に、総会において出席委員の3分の2以上の賛同が得られれば特別委員会の設置ができると規定されております。

それでは、議案第1号 別紙、長浜市農業委員会の組織図をご覧ください。

各種委員会と鳥獣害対策特別委員会の活動概要についてご説明いたします。

農地等調査委員会です。こちらは、農地法に基づく申請の事前審査、田畑転換の事前審査、農地法の運用に関する協議等を行っていただきます。その他、違反転用案件等の状況調査及び指導、勧告、また違反案件等の追跡調査を担当する委員会です。

農業施策推進委員会です。こちらは、市への意見具申、農業者との意見交換、市への施策提案、農業者の意向調査などを担当していただきます。

事業企画運営委員会です。農業委員会だよりの発行、こちらは年2回発行しております。先進地視察研修の計画、農業者研修、農業者年金の加入促進、農業経営未来塾の企画、運営を担当する委員会です。

農地最適化委員会です。こちらは、夏場に行っている農地パトロール、非農地の確認及び判定、遊休農地の防止、解消、地域計画の推進、農地利用最適化推進の指針作成、地区別会議の運営、農地相談会の計画、運営を担当する委員会です。

次に、特別委員会として、鳥獣害対策特別委員会です。出前講座への参加、集落環境点検への参加、鳥獣害対策の研修、市との意見交換等を役割として定めております。

現在、市内の特に中山間部で依然として獣害による被害が多く発生しており、毎年獣害対策に関する要望も出ていることから、前期と同様に特別委員会として、鳥獣害対策特別委員会を設置するものです。

説明は以上です。

(会長)

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご意見等ないようですので、議案第1号、特別委員会の設置について、鳥獣害対策特別委員会の設置について、採決をとりたいと思います。

特別委員会の設置について原案どおり賛成の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、議案書のとおり、鳥獣害対策特別委員会を設置することとします。

次に、会議次第10、委員会の所属についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議案第1号 別紙、長浜市農業委員会の組織図をご覧ください。先ほども説明しましたように4つの専門委員会があり、委員の皆様にはいずれかの委員会に所属いただくことになります。また、鳥獣害対策特別委員会は、獣害の多い地域の委員を中心に参加いただきたいと考えております。他の委員会と重複することになりますが、獣害の対策が必要な地域の委員様はよろしくをお願いします。

なお、資料4、長浜市農業委員会専門委員会等設置要綱第4条第2項の規定により、会長は農業施策推進委員会に、職務代理者は農地等調査委員会に所属をお願いします。

各委員会の委員の所属は、どのようにさせていただいたら良いか、ご審議をお願いします。

（会長）

ただ今の事務局に説明についてご意見を求めます。

（角田委員）

ただ今の説明の中で、どの委員会に入ったらいいのか、なかなか決まらないと思いますので、会長案があれば会長案で一任したいと思います。

（会長）

ただ今、会長案で一任の声がありましたが、会長案を示させていただくことでご承認いただけますか。

— 異議なし —

（会長）

異議なしの声をいただきましたので、それでは、私の案を作成しますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩（10時50分～11時00分）

(会長)

休憩前に引き続き再開します。

委員会の所属については、配布しました案のとおり、よろしくお願いします。

次に、委員長、副委員長の選出について事務局より説明願います。

(事務局)

委員長及び副委員長は、資料4、長浜市農業委員会専門委員会等設置要綱第6条第2項の規定により、委員の互選で選出するものとする、ただし、農地等調査委員会の委員長は職務代理者がその任にあたるものとなっております。従いまして、農地等調査委員会の委員長は、池田職務代理者とし、その他の専門委員会の正、副委員長及び農地等調査委員会の副委員長は、各委員会の委員様の話し合いによって決定いただきたいと思います。なお、会長は公務が多いため選考からは外してください。

(会長)

ただ今、事務局より説明のあったとおり、このあと15分ほどお時間をおとりしますので、委員会毎に話し合いをしていただき、委員長、副委員長を選出いただき、結果について委員長から報告をお願いします。また、鳥獣害対策特別委員会は、委員が重複しており同時に話し合いが持てませんので、会長が指名させていただいてよろしいでしょうか。

— 異議なし —

(会長)

それでは、指名させていただきます。

獣害は、市内全域で被害を受けており、特に中山間部の多い伊香地域や東浅井東部地域において、獣害被害が甚大である現状です。そこで、中山間部でご活躍いただいています、阿辻委員に委員長を、宮元委員に副委員長をお願いしたいと思います。

ご承認いただける方は、拍手をお願いします。

— 拍手 —

(会長)

ありがとうございます。

拍手をいただきましたので、阿辻委員、宮元委員よろしくお願いします。

それでは、15分程の話し合いをお願いします。決定後に委員長より報告をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩（11時05分～11時15分）

（会長）

休憩前に引き続き再開します。

それでは、委員会毎に委員長よりご報告をお願いします。

まず、農地等調査委員会、お願いします。

（職務代理者）

農地等調査委員会よりご報告させていただきます。委員長は池田です。副委員長は、中川半弥委員です。

以上でご報告を終わります。

（会長）

次に、農業施策推進委員会、お願いします。

（廣部委員）

農業施策推進委員会の委員長は廣部重嗣です。副委員長は間所秀夫委員です。

報告は以上です。

（会長）

事業企画運営委員会、お願いします。

（森委員）

事業企画運営委員会の委員長は森勘十です。副委員長は多賀君子委員です。

よろしくお願いします。

（会長）

最後に、農地最適化委員会、お願いします。

（橋本委員）

農地最適化委員会の委員長は橋本治太郎です。副委員長は片山博之委員です。

報告は以上です。

（会長）

ありがとうございました。

委員長をはじめ、委員の皆様にはご苦勞をおかけしますが、3年間よろしくお願いします。

それでは、議席の抽選結果の取りまとめが終わったようですので、事務局より抽選結果の報告をお願いします。

(事務局)

それでは、結果を報告いたします。

結果は、ただ今お手元に配布させていただきました資料の委員名簿のとおりでございます。

(会長)

抽選結果を事務局より配布していただきました。議席番号等の誤りはございませんか。それでは、3年間この議席番号となりますのでよろしくお願いします。

次に、会議次第11、その他連絡事項につきまして事務局より説明願います。

(事務局)

〈事務局職員のあいさつ〉

一つ目は、新規農業委員研修会です。本日、午後1時30分からこの会場で開催します。内容は、農業委員の業務や役割、農地法の許可事務などをご説明させていただきます。全委員様のご参加をお願いします。

二つ目は、8月の農地転用現地調査です。8月5日(月)午前8時30分より、8月の農地転用諮問案件に係る現地調査をお願いします。順番ですが、議席番号1番 稲田司委員、2番 尚永稔委員にお願いしたいと思います。急ですがよろしくお願いします。

三つ目は、8月の定例総会です。8月13日(火)午後1時30分から、高月分庁舎3階、3-A会議室で開催します。また、総会終了後に各専門委員会を開催いたしますので、大変ご多用の中ではございますが、ご出席をお願いいたします。

四つ目は、農業委員の報酬についてです。本日、頂戴しました口座振替依頼書により毎月8日頃に振込をさせていただきますが、今回に限り、7月20日から8月末日までを一括して、9月6日頃に振り込ませていただく予定をしております。

継続の委員におきましても、同様の手続きとなりますのでご了承ください。

五つ目は、本日机の上にお名前の書かれた封筒をお配りしております。この中には、全員の方に名札と身分証明書が、農地利用最適化推進委員から農業委員となられた委員には、委員バッジが入っており、新たに農業委員になられた委員様には、名札と身分証明書が名札ケースに入ったものと委員バッジと帽子・腕章が入っております。ご確認をお願いします。

今後、委員会活動の際には、これらをご使用いただくようお願いします。

この後、全委員の写真を撮りますので、残ってください。後日、写真入りの名札を配ります。また、現在の名札の写真を、今後も使用することを希望される委員は、事務局まで

ご連絡ください。

この写真は、臨時発行する農業委員会だよりにも使用しますのでご承知おきください。

六つ目は、本日の資料とともにお配りしております資料5-1、長浜市農業委員会むつみ会規約（案）と、資料5-2、長浜市農業委員会むつみ会慶弔内規をご覧ください。

長浜市農業委員会むつみ会は、農業委員の相互共済、親睦融和を目的として、委員の任期ごとに設置をしていました。前回の任期中は、特に大きな活動は行っていないませんが、能登半島地震における義援金を県の農業会議を通じて渡しています。会費は、必要に応じその都度徴収を行っています。会の目的と活動についてご理解いただき、今期におきましてもむつみ会の設置を提案いたします。

事務局の連絡事項は、以上です。

（会長）

ただ今の事務局からの連絡事項の六つ目、むつみ会の設置について、ご意見等ございますか。

— 意見なし —

（会長）

はい。ありがとうございます。ご意見ありませんので、事務局の提案どおりむつみ会を設置することとします。

それでは、最後になりますが、ご意見・ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

（田中委員）

要望、お願いです。

定例総会の日程がわかる範囲で結構ですので、予定表等をいただけませんか。よろしくお願いします。

（会長）

ご意見ありがとうございます。事務局お願いします。

（事務局）

8月の定例総会時に、予定表を配布させていただきます。基本、毎月10日に定例総会を行っております。10日が休日の場合、翌営業日になり、次の月曜日等に総会日に移りますが、基本は毎月10日が定例総会の開催日です。

(会長)

次の方どうぞ。

(吉川委員)

過去3年間、最適化委員をさせていただいた中で、担当地域の3条、4条、5条申請の場合、申請書類を送付いただき内容を確認し、今までは、地域の最適化推進委員と農業委員と2名で現地確認をしてまいりましたが、自分の在所は大丈夫なのですが、他の担当地区では、腕章も帽子も被って行きますが、誰が来ているのか、何をしているのかというような状況です。

現地確認は、地域の農業委員が確認することは必要なことですか。これからは、1人で行くことになります。転用の現地調査は、必要なことなのかお伺いします。

(会長)

事務局、お願いします。

(事務局)

ご質問の現地確認ですが、3条、4条、5条ということで、農地の移転、転用の確認を当番委員に現地確認をしていただいております。お話のとおり、資料をお配りして、現地確認をお願いしています。趣旨としては、地元農業委員に、その地域で転用の申請が出ていることを認識いただき、ご意見等を伺いたいと思っております。基本は、事務局で書類の審査をしており、農業委員に配る段階で許可が無理な案件は、事務局である程度捌いております。そのうえで農業委員のご意見等を伺いたいのので、8月以降も引き続き同様の形で行っていただきたいので、ご理解をお願いします。最終的には、農地等調査委員会でご協議をいただき、総会にお諮りさせていただきます。

(会長)

はい。ありがとうございます。

この件は、以前は各担当地区の農業委員に、転用をされる方が転用申請の書類を持って行き、農業委員の承認印をもらっていたという経緯がありましたが、行政改革、個人情報保護の観点から、最適化推進委員と農業委員が現地確認して意見等を報告することになったという経緯があります。農業委員が現地確認し、事務局に報告する。事務局に伝えた事項が、参考になった事例もありましたので、事務局の説明でご了解をいただき、ご理解、ご協力をお願いします。

他にありませんか。

(石橋委員)

先ほども言われましたが、他の地域に行くと、誰が歩いているのかということがありますので、誰が農業委員になったのかということは、農業委員会だより等で周知していただいています。自治会長などに、しっかり周知していただきたいと思います。

(会長)

はい。ご意見ありがとうございました。

他にありませんか。

ないようでしたら、本日の初総会を閉会します。

それでは、37名の農業委員の皆様、今後3年間、毎月定例総会、現地調査、また各委員会の開催等がありますので、農業委員会の発展のため、ご協力をお願いします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

(11時40分閉会)